

告示

埼玉県告示第百一号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和二年二月七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所又は主たる事務所の所在地及び氏名又は名称

住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称
埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目十番一号	有限会社神田商店
埼玉県越谷市大字弥十郎二百四十八番地	有限会社T2Y
埼玉県入間郡毛呂山町中央一丁目一番地	的場 英紀
一 県営いわい団地三―二〇一号	

二 取消年月日

令和二年一月三十一日